

各 位

## 2024 年度 通年休学に関する費用（在籍料）の減額について

学生の海外研修・ボランティアや傷病による長期療養など個のニーズとそれに伴う経済的負担の軽減を目的として、通年休学の在籍料を 105,000 円（教育後援会費前期分 5,000 円含む）としています。この通年休学の在籍料減額適用については、次の3つの手続きが必要です。

- ① 前期授業開始日の前日までに教務部窓口へ通年休学願を提出

**休学願提出期限：2024 年 4 月 11 日**

※ 法科大学院生の提出期限は 2024 年 4 月 2 日です。

※ 休学願には保証人の署名・捺印が必要です。

- ② 財務部窓口で通年休学減額者用振込依頼書を受領

- ③ 通年休学減額者用振込依頼書に基づき学費等納入期限までに在籍料 105,000 円を納入

**在籍料納入期限：2024 年 4 月 22 日**

※ 納入期限を超過した場合、在籍料減額は無効となります。

通年休学に関する在籍料減額の適用を希望する学生が、これらの手続きを各期日までに行わない場合は減額適用外となり、本来の在籍料（前期分学費等）を納入しなければなりませんのでご注意ください。

なお、通年休学に関する相談窓口は教務部⑪番（大学院生は各担当窓口）、在籍料に関する相談窓口は財務部となりますので、詳細は各部で確認してください。

※ 法科大学院の 9 月入学者は、在籍料減額の適用外です。

2023 年 12 月 11 日

財務部